

記入例

離婚届

令和 6 年 4 月 1 日届出

山口県周南市長 殿

記入をする前にお読みください
鉛筆や消えるボールペンを使わないでください
間違えた場合は、横線で消して訂正してください
商人および証人欄は、必ず本人が自署してください
氏名の文字・本籍は戸籍の通りに記入してください
住所は住民票のとおりに入力してください

協議離婚（夫婦の話し合い）の場合、成年者の証人2人名必要です
証人欄は証人本人が全て記入してください
氏名の文字・住所・本籍等正確に記入してもらってください

届出の日に
住民登録をしている
いるところを
書いてください

夫婦の話し合いによる
離婚は全て協議離婚

令和 年 月 日	午前 時 分	午後 時 分
夫	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
妻	<input type="checkbox"/> 免 <input type="checkbox"/> 旅 <input type="checkbox"/> マ	<input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 無
通知	<input type="checkbox"/> 要 <input type="checkbox"/> 不要	
送付	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	

会社勤めの方は、
総従業員数が、
100人未満は「3」
100人以上は「4」

(1) 氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子
生年月日	昭和・平成 8 年 5 月 18 日	昭和・平成 2 年 12 月 3 日
住所 (住民登録をして いるところ)	周南市岐山通1丁目1番地	周南市富田一丁目1番1号
(アパート・マンション名)	岐山マンション101号	富田アパート102号
世帯主 の氏名	甲野 義太郎	甲野 梅子
(2) 本籍	山口県周南市岐山通一丁目 1番地 番	
筆頭者 の氏名	甲野 義太郎	
父母及び養父母 の氏名 父母との続柄	夫の父 丁野 真治 母 甲野 松子	妻の父 乙野 忠晴 母 乙野 春子
(右記の養父母以外にも 養父母がいる場合には その他の欄に書いてください)	続柄 長男	続柄 二女
養父	続柄 養子	養母
養母	続柄 養女	
(3) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定	
(4) 婚姻前の氏に もどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる 山口県周南市富田一丁目 1番地 筆頭者の氏名 乙野 梅子	
(5) 未成年の子の 氏名	夫が親権 を行う子	妻が親権 を行う子 甲野啓太郎、甲野秋子
(6) 同居の期間	平成25年 3月 から 令和6年 3月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき)	
(7) 別居する前の 住所	周南市岐山通1丁目1番地の1 岐山マンション201号 (方書 アパート名等)	
(8) 別居する前の 世帯のおもな 仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っていない世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者(日々または1年未満の契約の雇用者)の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者)の世帯 <input type="checkbox"/> 4. 3.にあてはまらない常用労働者世帯及び会社役員(雇用者は5)の世帯 <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
(10) その他	別居されていない場合は、別居したとき、別居する前の住所は空欄にしてください。	
(11) 届出人 (※押印は任意)	夫 甲野 義太郎 印	妻 甲野 梅子 印
事件簿番号	住定年月日 夫 年 月 日 妻 年 月 日	

証人 (協議離婚のときだけ成年の証人が2人必要です。)		
署名 (※押印は任意)	甲野 幸雄 印	丙山 竹子 印
生年月日	大正・昭和・平成 61 年 3 月 17 日	大正・昭和・平成 18 年 2 月 28 日
住所 (住民登録をして いるところ)	周南市熊毛中央1番1号	周南市鹿野上3277番地
(アパート・マンション名)	熊毛ハイツ101号	
本籍 (外国人のときは 国籍だけを書いて ください)	山口県周南市岐山通一丁目 1番地 番	山口県周南市鹿野上 3277番地 番

父母が亡くなられていても記入してください。
父母が離婚し、氏が変わっている場合は、現在の氏を記入してください。(分かる範囲でさしつかえありません。)

婚姻の際に氏が変わった人が選んで記入してください。
もとの戸籍にもどる...婚姻前の氏に戻ります。婚姻前の本籍、筆頭者を記入してください。
ただし、従前の戸籍が除籍となっている時は、選べない場合があります。
新しい戸籍をつくる...本人のみの戸籍ができ、婚姻前の氏に戻ります。新しい本籍(現在ある土地地番、街区符号であれば自由に選べます。)と筆頭者欄に婚姻前の氏名を記入してください。
離婚後も婚姻中の氏を名乗りたい方...空欄のままにし「離婚の際に称していた氏を称する届(戸籍法77条の2の届)を離婚届と同日に提出してください。

夫婦の間に未成年の子がいる場合は、親権者と決めた方に子の氏名を(フルネーム)を記入してください。また、下の枠内も記入してください。

交付が滞るとは、面会交流や養育費の分担などの協議に必要事項についても父側の協議で定められていることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。

未成年の子がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

面会交流について取決めをしている。 (面会交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会う話ししたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること)

経済的に自立していない子(未成年の子に限らず)がいる場合は、次の□のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について取決めをしている。 (養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等)による収入等をもって生活する場合があります)の取扱いに必要経費、養育費、医療費など)

まだ決めていない。

このチェック欄についての法務省の解説動画

詳しくは、各市区町村の窓口において配布している「子どもの養育に関する合意書作成の手引きとQ&A」をご覧ください。
面会交流や養育費のほか、財産分与、年金分割等、離婚をするときに考えておくべきことをまとめた情報を法務省ホームページ内にも掲載しています。

法務省 離婚 法務省作成のパンフレット

日本司法支援センター(法テラス)では、面会交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の支援をご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

【その他の注意事項】
父母が離婚しても子の戸籍及び氏に変動はありません。
父又は母の氏の戸籍を変えるためには、離婚届出後に家庭裁判所で「子の氏の変更許可申立て」をし、市区町村に「入籍届」を提出する必要があります。詳しくは職員にお尋ねください。

日中の連絡先
電話 (夫) (0834) 22 - 8295
電話 (妻) (090) 0000 - 0000

◎署名は必ず本人が自署してください。
昼間連絡の取れる、夫婦の
電話番号を記入してください

裏面もご覧ください